

農地転用許可基準

(1) 立地基準

農地は、営農条件及び周辺の市街化の状況から見て次の5種類に区分され、農地転用については農業生産への影響の少ない第3種農地等へ誘導することとしています。

区分	営農条件、市街化の状況	許可基準
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
第1種農地	10ha以上の規模の一団の農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内の農地で特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可
第2種農地	市街地化が見込まれる農地又は山間地等の生産性の低い小集団の農地 (上記及び第3種いずれにも該当しない農地)	既存宅地、周辺の第3種農地等に立地することができない場合は許可し得る
第3種農地	市街地化の傾向が著しい区域にある農地	原則許可し得る

(2) 一般基準

農地転用の必要性、確実性及び周辺農地等への被害の防除措置の妥当性などの観点から見て、次のいずれかに該当する場合は許可を受けることが出来ません。

- ① 転用を行うのに必要な資力及び信用があると認められない場合
- ② 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合
- ③ 許可後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合
- ④ 農地転用を行うに当たり、他法令の許可等が必要になる場合は、それらの許可等の処分がなされていないこと、又は処分の見込みがない場合
- ⑤ 転用事業を農地と農地以外の土地にまたがって行う場合、農地以外の土地のみで申請目的を達成する見込みがある場合
- ⑥ 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的から見て適正と認められない場合
- ⑦ 転用目的が、土地の造成のみを目的とするものである場合

※造成のみの転用は原則的に許可出来ませんが、例外として農地法施行規則に列挙されている場合については、許可できる場合があります。